

# 学校法人目黒日本大学学園寄附行為施行規則

令和3年3月24日制定  
令和3年4月1日施行  
令和6年9月30日改正  
令和7年4月1日施行

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この施行規則は、学校法人目黒日本大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第76条の規定に基づき、寄附行為を施行するにあたり必要な事項を定める。

### (効 力)

第2条 この規則は、学校法人目黒日本大学学園（以下「この法人」という）の定める諸規則において、寄附行為に次ぐ効力を有する。

## 第 2 章 役員・評議員・会計監査人候補者の選出基準等

### (理事候補者の選出基準)

第3条 理事候補者の選出に当たっては、次の各号に掲げる者であることを考慮しなければならない。

- ① 私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者。
- ② 私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を有する者は、理事候補者として選出してはならない。

### (監事候補者の選出基準)

第4条 監事候補者の選出に当たっては、次の各号に掲げる者であることを考慮しなければならない。

- ① 学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者。
- ② 監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者。
- ③ 私立学校法第31条第3項、第6項及び第46条に規定する資格に関する要件を有する者は、監事候補者として選出してはならない。

### (評議員候補者の選出基準)

第5条 評議員候補者の選出に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮のうえ、次の各号に掲げる者であることを考慮しなければならない。

- ① 学校法人の設置する私立学校の教育の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者。
- ② 私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を有する者は、評議員候補者として選出してはならない。

### (会計監査人候補者の選出基準)

第6条 会計監査人候補者の選出に当たっては、私立学校法第81条に規定する資格を有する者でなければならない。

### (役員及び評議員の定年)

第7条 役員及び評議員の定年は75歳とし、その任期の途中で満年齢に達した場合は、1年以内に終了す

る会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時をもって退任する。

#### (卒業した学校の範囲)

第8条 寄附行為第31条第2項第2号に規定する「この法人の設置する学校」とは、次の各号に掲げる学校をいう。

- ① 高輪裁縫女学校
- ② 高輪淑女学校
- ③ 日出高等女学校
- ④ 日出女子学園高等学校
- ⑤ 日出高等学校
- ⑥ 目黒日本大学高等学校

### 第 3 章 業務決定の権限及び委任

#### (理事会の業務決定の権限等)

第9条 理事会が、この法人の業務について決定する事項、権限の委任及び運営等は、別に定める学校法人目黒日本大学学園理事会運営規程による。

#### (評議員会の職務権限等)

第10条 評議員会の職務権限及び運営等は、別に定める学校法人目黒日本大学学園評議員会運営規程による。

#### (執行部会)

第11条 この法人の円滑な運営を図る目的として、執行部会を置く。

- 2 執行部会は、理事会が委任するこの法人の管理及び運営並びに高等学校、中学校及び幼稚園教育の基本的事項及び日常の重要業務を議決し執行する。
- 3 執行部会は、理事会に付議すべき事項に関し、あらかじめ協議する。
- 4 執行部会は、別に定める執行部会運営規程による。

#### (高等学校及び中学校の校長への委任)

第12条 理事長は、高等学校及び中学校の教学部門における校務の決定権限を校長に委任することができる。

#### (幼稚園長への委任)

第13条 理事長は、幼稚園の教学部門における園務の決定権限を園長に委任することができる。

#### (校務分掌)

第14条 高等学校及び中学校の校務分掌は、別に定める目黒日本大学中学校・高等学校校務分掌規程による。

#### (経 理)

第15条 この法人の経理に関する基準は、別に定める目黒日本大学学園経理規程による。

#### (就 業)

第16条 この法人の教職員の就業に関する基本的事項は、別に定める目黒日本大学学園教職員就業規則による。

#### (学校管理)

第17条 この法人の設置する高等学校、中学校及び幼稚園の管理は、学校教育法第5条の定めに基づき、

この規則の定めるところに行わなければならない。

#### 第 4 章 補 則

(その他)

第18条 この規則に定めるほか、この規則を実施するために必要な事項は、理事長がこれを定める。

(改 廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。